

介護福祉士実務者養成施設及び学校自己点検票（総括票）

養成施設名： _____

自己点検日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日（ ____ ）

点検者： _____

事項	点検内容	根拠等	点検結果								
I 教職員に関する事項 1 専任教員	① 専任教員は、一の養成施設（一の養成施設に複数の課程がある場合には、一の課程とする。）に限り、専任教員となっているか。 ※原則は不可であるが、同一施設内において実務者研修を実施する場合に、双方の業務に支障が生じない場合に限り、例外として可能とする。	養成施設指針Ⅱ-7-(2) 学校指針Ⅱ-7-(2)	① (適・否)								
	② 【通学】 養成施設指定規則（又は学校指定規則。以下「指定規則」という。）別表第2に定める数以上の専任教員が配置されているか。	養成施設指定規則第7条の2第一号ハ 学校指定規則第7条の2第一号ハ	② (適・否)								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学生総定員の区分</th> <th style="width: 50%;">専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>3 + (学生総定員 - 80) / 40人</td> </tr> <tr> <td>201人～</td> <td>6 + (学生総定員 - 200) / 50人</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3 + (学生総定員 - 80) / 40人	201人～	6 + (学生総定員 - 200) / 50人		
	学生総定員の区分	専任教員数									
	80人まで	3									
	81人から200人まで	3 + (学生総定員 - 80) / 40人									
	201人～	6 + (学生総定員 - 200) / 50人									
	③ 【通信】 1人以上の専任教員が配置されているか。	養成施設指定規則第7条の2第二号ロ	③ (適・否)								
	④ 専任教員のうち1人は、教務に関する主任者（以下「教務主任」という。）であり、教務主任は介護教員講習会又は実務者研修講習会の修了者であって、次に掲げる基準のいずれかを満たしているか。 ア 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であるか。 イ 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者であるか。 ウ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し3年以上の経験を有する者であるか。 エ 法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者であるか。 オ 特例高等学校等の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関して、5年以上の経験を有する者であるか。	養成施設指定規則第7条の2第一号ホ 学校指定規則第7条の2第一号ホ	④ (適・否)								
	ア 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であるか。		ア (適・否)								
イ 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者であるか。		イ (適・否)									
ウ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し3年以上の経験を有する者であるか。		ウ (適・否)									
エ 法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者であるか。		エ (適・否)									
オ 特例高等学校等の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関して、5年以上の経験を有する者であるか。		オ (適・否)									
⑤ 専任教員は、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者養成施設が認めたものであるか。	養成施設指針Ⅱ-7-(2) 学校指針Ⅱ-7-(2)	⑤ (適・否)									

<p>2 教員要件</p>	<p>① 指定規則別表第5に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有しているか。</p> <p>② 科目「介護過程Ⅲ」を教授する教員は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 前項④のア～オのいずれかに該当する者であるか。 イ 指定規則第5条第14号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であるか。(実習指導者講習会、介護教員講習会、実務者研修教員講習会、主任指導者養成講習会、指導者養成講習会のいずれか)</p> <p>③ 科目「医療的ケア」を教授する教員は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 医療的ケア教員講習会、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業における指導者講習会のいずれかの修了者であるか。 イ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であるか。</p>	<p>養成施設指定規則第7条の2第一号ハ 学校指定規則第7条の2第一号ハ 養成施設指針Ⅱ-7-(1) 学校指針Ⅱ-7-(1) 養成施設指定規則第7条の2第一号へ 学校指定規則第7条の2第一号へ</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否) ア (適・否) イ (適・否)</p> <p>③ (適・否) ア (適・否) イ (適・否)</p>
<p>II 教育に関する事項</p> <p>1 教育内容</p>	<p>① 教育内容は、指定規則別表第5及び養成施設指針(又は学校指針。以下「指針」という。)別表5に定める基準を満たしているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>② 指定規則別表第5及び指針別表第5に定める科目には、当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ「到達目標」が達成されるものであるか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>【通信】</p> <p>○ 通信主体の課程における印刷教材による授業、放送授業、メディアを利用して行う授業には、指定規則第7条の2第二号に定める通信課程に係る基準を適用しているか。 (参考) (1) 通信指導は、計画的に行うこと。 (2) 添削指導は、各科目(面接授業を除く)について1回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p>	<p>養成施設指定規則第7条の2第一号ロ 学校指定規則第7条の2第一号ロ 養成施設指針Ⅱ-8-(1) 学校指針Ⅱ-8-(1) 養成施設指針Ⅱ-8-(2) 学校指針Ⅱ-8-(2)</p> <p>養成施設指針Ⅱ-8-(3) 学校指針Ⅱ-8-(3)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>(適・否)</p>
<p>2 授業時間数</p>	<p>① 指定規則別表第5及び指針別表第5に定める科目について、学則に定められた授業時間数どおり授業が開講されているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>② 科目「医療的ケア」について、基本研修(講習)の時間数は休憩時間を除いた実時間で50時間以上としているか。</p>	<p>養成施設指針Ⅰ-9の2-(1)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p>

	<p>③ 科目「医療的ケア」の演習について、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数を実施しているか。併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施しているか。</p> <p>(参考)</p> <p>(1) 喀痰吸引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔 5回以上 ・鼻腔 5回以上 ・気管カニューレ内部 5回以上 <p>(2) 経管栄養</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃ろう又は腸ろう 5回以上 ・経鼻経管栄養 5回以上 	<p>学校指針 I-9の2-(1)</p> <p>養成施設指針 I-9の2-(2)</p> <p>学校指針 I-9の2-(2)</p>	③ (適・否)
Ⅲ 学則に関する事項	<p>① 本年度の入所者について、学則に定められた学生の定員(50人以下)を超えていないか。</p> <p>② 入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう特段の配慮をしているか。</p>	<p>養成施設指定規則第7条の2第一号チ</p> <p>学校指定規則第7条の2第一号チ</p> <p>養成施設指針 II-6-(1)</p> <p>学校指針 II-6-(1)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p>
Ⅳ 学生に関する事項	<p>① 面接授業における生徒の出席状況は、出席簿等の書類により確実に把握されているか。</p> <p>② 指定規則に基づき編成された各科目の出席時間数が、指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者に対しては、当該科目の履修の認定をしないこととされているか。また、学則にその旨が明記されているか。</p> <p>※公認欠席又はこれに準ずる欠席を「出席扱い」として、当該時間数の3分の2に含めているときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>③ 入所、卒業、成績及び出席状況等生徒に関する書類(学籍簿等)が確実に作成され、事務局等に保存されているか。</p>	<p>養成施設指針 II-6-(2)</p> <p>学校指針 II-6-(2)</p> <p>養成施設指針 II-6-(3)</p> <p>学校指針 II-6-(3)</p> <p>養成施設指針 II-6-(4)</p> <p>学校指針 II-6-(4)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p>
Ⅴ 施設設備に関する事項	<p>1 教室に関する事項</p> <p>○ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有しているか。</p>	<p>養成施設指定規則第7条の2第一号リ</p> <p>学校指定規則第7条の2第一号リ</p>	(適・否)
2 医療的ケアに関する事項	<p>○ 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸引装置一式 相当数 ・経管栄養用具一式 相当数 ・処置台又はワゴン 相当数 ・吸引訓練モデル 相当数 ・経管栄養訓練モデル 相当数 ・心肺蘇生訓練用器材一式 相当数 ・人体解剖模型(全身模型) 1体以上 	<p>養成施設指針 I-2-(10)</p> <p>学校指針 I-2-(10)</p>	(適・否)
3 その他設備等に関する事項	<p>○ 図書その他の設備を有しているか。</p>	<p>養成施設指定規則第7条の2第一号ヌ</p> <p>学校指定規則第7条の2第一号ヌ</p>	(適・否)

	② 上記①に係る専任教員の変更について、変更後1月以内に関東信越厚生局長に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。		② (適・否)
VII 定期報告に関する事項	① 本年度における施行令第5条に基づく報告の記載内容は、事実が報告されているか。	令第5条	① (適・否)
	② 本年度の報告は、期限内に行われているか。	令第5条	② (適・否)
VIII 情報開示に関する事項	○ 指針別表4に定める内容以上の情報が、インターネットや学生募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供されているか。 ※介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とする。	養成施設指針Ⅱ-10 学校指針Ⅱ-10	(適・否)

(摘要)

この自己点検票で用いている法令及び関係通知等の名称は、次のように省略している。

- ・法：「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)
- ・令：「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号)
- ・養成施設指定規則：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」(昭和62年厚生省令第50号)
- ・学校指定規則：「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」(平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号)
- ・養成施設指針：「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会
- ・援護局長通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の別添2)
- ・学校指針：「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」(平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328002号文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の別添2)

学則に関する自己点検票（介護福祉士実務者養成施設及び学校）

養成施設名： _____

点検者： _____

チェック項目	点検結果
○ 学則に次に掲げる事項が漏れなく記載されているか。	〔適・否〕
※ (1)～(21)のすべてが「適」となったときにのみ「適」とすること。	
(1) 設置目的	(1) 〔適・否〕
(2) 名称 ※ 学科名等まで記載されているか。	(2) 〔適・否〕
(3) 位置 ※ 養成施設の所在地が記載されているか。	(3) 〔適・否〕
(4) 修業年限	(4) 〔適・否〕
(5) 入所定員（入所定員とは、「1学級の定員」及び「1学年の定員」をいう。）	(5) 〔適・否〕
(6) 学級数	(6) 〔適・否〕
(7) 養成課程 ※ 法令の内容を満たしたカリキュラムが記載されているか。	(7) 〔適・否〕
(8) 履修方法	(8) 〔適・否〕
(9) 入所時期 ※ 開始日及び終了日が記載されているか。	(9) 〔適・否〕
(10) 休日	(10) 〔適・否〕
(11) 入所資格 ※ 入所資格を満たしたものが記載されているか。	(11) 〔適・否〕
(12) 入所者の選考 ※ 選考方法が記載されているか。	(12) 〔適・否〕
(13) 入所手続 ※ 手続方法が記載されているか。	(13) 〔適・否〕
(14) 退学	(14) 〔適・否〕
(15) 休学	(15) 〔適・否〕
(16) 復学	(16) 〔適・否〕
(17) 卒業	(17) 〔適・否〕
(18) 学習の評価及び課程修了の認定	(18) 〔適・否〕
※ 指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない旨が記載されているか。	
(19) 受講料	(19) 〔適・否〕
(20) 教職員の組織	(20) 〔適・否〕
(21) 賞罰	(21) 〔適・否〕

(注) 上記の事項について、「学則上、別に定めるところによる」旨が規定されているときは、別に定める取扱規程や細則等にその内容が記載されているときに限り『適』とすること。

介護福祉士実務者養成施設及び学校の保有する設備に関する自己点検票

養成施設名： _____

点検者： _____

区 分	チェック項目	点検結果		基 準 等
実習室等	吸引装置一式	適・否	式	相当数
	経管栄養用具一式	適・否	式	相当数
	処置台又はワゴン ※1	適・否	台	相当数
	吸引訓練モデル	適・否	体	相当数
	経管栄養訓練モデル	適・否	体	相当数
	心肺蘇生訓練用器材一式	適・否	式	相当数
	人体解剖模型 ※2	適・否	体	1体

注1 自己点検日現在の状況を記載すること。

注2 故障及び破損等の不具合が生じているものは、除外すること。

注3 教育用機械器具等については、レンタル又はリース等であっても差し支えないこと。

※1 専ら演習の用に供するものであって、代替する機能を有する床頭台等でも差し支えないこと。

※2 全身模型とし、分解数は問わない。